

広島県告示第百六十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十六年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
遅越地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

山県郡		郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
安芸太田町		加計		遅越	三九七番一	標柱一号	
西ヶ谷		一〇五番一	標柱二号				
遅越		一〇七番一	標柱三号及び四号				
四五三番一		標柱五号					
四三七番		標柱六号					
四一七番四		標柱七号					

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
竜王町七A地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号から五号までを平成十九年九月十八日広島県告示第九百三十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱三号は「告示」で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線に存するものとし、標柱四号は「告示」で指定した土地に存する標柱一号と同一とする。また、標柱五号は「告示」で指定した土地に存する標柱一号と九号を結んだ線に存するものとする。

郡市・区	町	地番	標柱番号
------	---	----	------

広島市西区		
竜王町	山手町	竜王町
一九七番一	三九番一	一九七番一九
標柱一号	標柱二号、三号及び四号	標柱一号
一九五番二	標柱五号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

仁保二丁目二二地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを平成二十四年四月九日広島県告示第三百八十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号から七号までを結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号から四号は「告示」で指定した土地に存する標柱七号から四号と同一とする。

広島市南区						郡市・区
仁保二丁目		仁保二丁目			仁保二丁目	町
五七四番四地先道路敷		五七六番一	五八一番七	五八一番五	五九七番三	地番
標柱七号		標柱六号	標柱五号	標柱四号	標柱二号及び三号	標柱番号
					標柱一号	